

平成30年度

事業計画

社会福祉法人地域で一緒に暮らそう会

## 平成30年度地域で一緒に暮らそう会事業計画

### はじめに

「地域でいっしょに暮らそう会」が初めて発足したのは平成9年、そして、レスパイトサービスを開始したのが平成11年、また、特定非営利活動法人格を取得して、「きらきはうす」を開設したのは、平成16年4月、そして何よりも社会福祉法人の設立に向けて移行したのが平成24年3月。早いもので、平成30年度は、社会福祉法人に移行し、7年目となりました。

この間、「どんなに重度の障害を持っていても、一人の人間としての人格と個性」が尊重され、**地域で当たり前**に安心して暮らせるように、職員とともに法人も成長できる、魅力あふれる職場づくりをめざして歩んで来ました。

「障害のある子ども達が、**地域で育つ・暮らす**ために、**私たちが出来る事、すべきことは何なのか。**」また、どんなに重度でも一人の人間として**人格と個性が尊重**され、地域で親なき後も、当たり前**に安心して暮らす**には、

子ども達は何を求めているのか・・・

親や家族の希望はどこにあるのか・・・

その思いを法人としてどうしたら実現できるのか・・・

などの、伴走者としての法人の在り方を思い悩む6年間でした。

障害者自立支援法の施行から11年、障害者総合支援法の施行から4年が経ち、制度や仕組み、取り巻く環境も大きく変化しました。特に今、福祉を支える人材不足は、**深刻な状況であり**、重要な課題となっています。

それゆえ、当法人における平成30年新年度の重点課題としては「熱意ある福祉人材を集め、育て、定着をさせる職場の環境づくり」を目標に「労働関係諸法令の遵守」、「職員への福利厚生の更なる充実」など、情熱を持った福祉人材が期待を持って集まってくる魅力的で働きやすい職場作りに全力を注ぎたいと思います。

さらに法人職員や利用者が、「自分たちは法人にとって大切な存在」そして、「この法人を選んで本当に良かった」と思える自己肯定感を高めることに努めたいと思います。

最後に「常に、最高の支援を目指して利用者からの信頼を得る」「日々の積み重ねが**社会への障害理解に繋がっていく・・・**」このことを大切に職員共々一年間、邁進することを決意いたします。

## 法人の理念

人と人とのふれあい（関係性）の豊かさ（深さと広がり）をつくり、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう伴走型の支援を大切にしていきます。

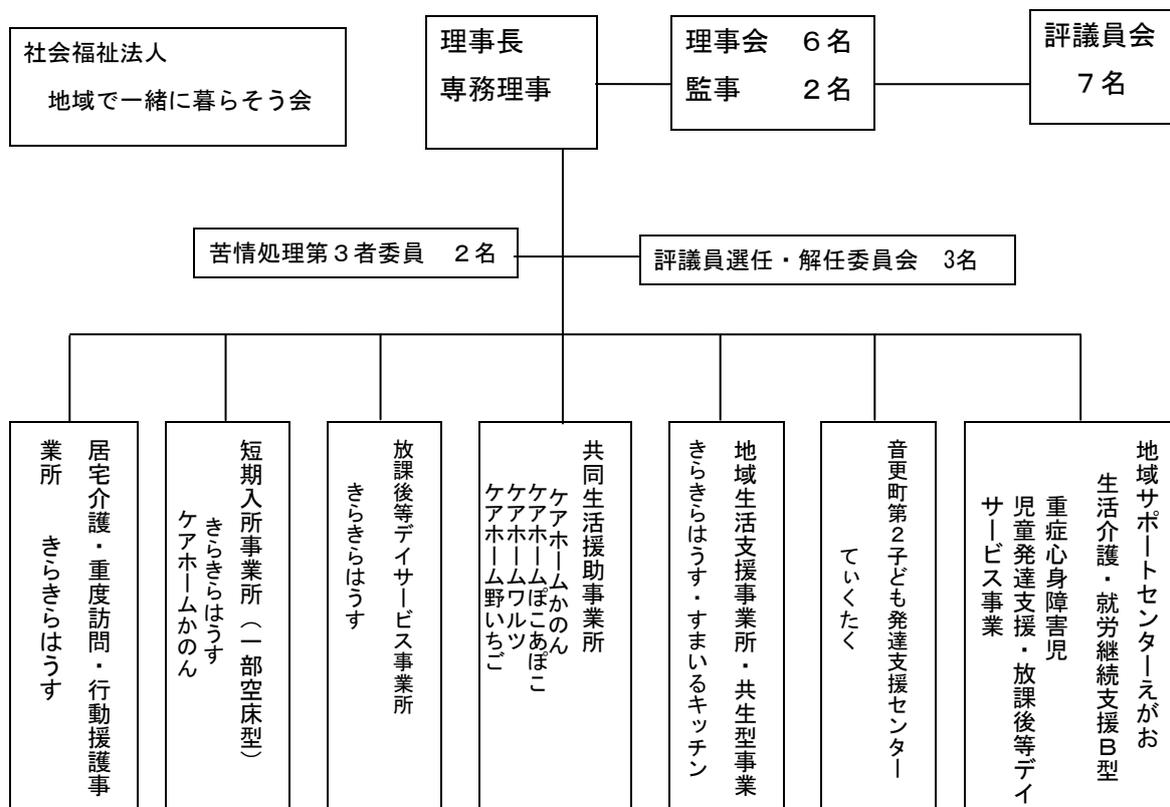
## 各事業の使命

- 1) 利用者が本来有している能力を生かし、地域の中で、その人らしい生き方、暮らしが出来るよう支援します。
- 2) 職員の福祉に対する思いを認め、福祉現場で「生きて働く能力」の育成のため、「事実」や「具体」に即して研修を行い、実践力を身に付け、福祉後継者を育成します。
- 3) 利用者の保護者と施設との意思の疎通を図り、協力して、事業の進展を図ります。
- 4) 地域の福祉力（福祉マインド）を醸成します。
- 5) 事業活動を通して地域経済に寄与し、地域経済を活性化させます。

## 職員の心得

- 1) 利用者の人権を尊重し、利用者の現実社会での生活を、より良くするための支援に、全力で努力します。
- 2) 生き生き仕事に臨み、職場環境の改善に努め、職員一人ひとりが自分の役割を常に自覚し、自由な発想と柔軟な思考で実践し、常に前向きに創意工夫をこらした実践力を高めます。
- 3) 利用者や地域の中で「課題」を発見し、また、組織体制の中に改善の余地があると判断した場合は、意欲的に改善を進めるとともに、介護力向上に努めます。
- 4) 地域に頼りにされ、求められる法人・事業者の構成員としての自覚と誇りを持ち、職務に専念します。
- 5) 職員ひとり一人が、単なる「人材」から、法人の「人財」となるよう努力をします。
- 6) 日頃より「エコ」意識を持ち、常にコスト意識を高め、法人の財政基盤安定に貢献します。
- 7) 明るく楽しい職場環境づくりをめざして、笑顔と挨拶を励行します。

## 1. 法人の組織



## 2. 事業運営

### (1) 第2種社会福祉事業

- ①障がい福祉サービス事業の経営 ②相談支援事業の経営 ③移動支援事業の経営  
④障がい児通所支援事業の経営

### (2) 公益を目的とする事業

- ①地域生活支援事業 ②レスパイトサービス事業 ③共生型事業

## 3. 理事会及び評議員会の開催

1) 平成30年度における理事会を次の表のとおり開催するほか、必要に応じて臨時の理事会を開催します。

	開催月	主な審議事項
第1回	平成30年6月上旬	平成29年度事業報告、決算について
第2回	平成30年11月下旬	運営状況、補正予算について
第3回	平成31年3月下旬	平成31年度事業計画、予算について

2) 平成30年度における評議員会を次の表の通り開催するほか、必要に応じて臨時の評議員会を開催します。

	開催月	主 な 審 議 事 項
第 1 回	平成30年6月下旬	平成29年度事業報告、決算について
第 2 回	平成31年3月下旬	平成31年度事業計画、予算について

#### 4. 監事による監査

1) 監事は、法人の財産の状況や財産内容及び各事業所の運営状況や会計の執行状況、利用者預り金の取扱い状況について監査を実施します。

また、理事会に出席し理事会の運営状況及び理事の業務執行を監査し、必要であると認めたときは意見を述べるものとします。監査報告書を作成し理事会、評議委員会及び北海道知事に報告します。

平成30年度における監査を次の表の通り開催します。

	開催月	主 な 審 議 事 項
第 1 回	平成30年 5 月下旬	平成29年度事業報告、決算について
第 2 回	平成31年 3 月下旬	平成31年度事業計画、予算について

#### 5. 本年度の重点施策

社会福祉法人制度等の改革に基づき、公益性・非営利性を確保する観点から地域における公益的な取組の実施、財務規律の強化、経営組織のガバナンスの強化を基本に事業展開していきます。

##### (1) 経営基盤及び経営組織の強化

###### ① 法人本部及び各事業運営機能の強化と組織体制の見直し

課長・係長・主任職等の配置と横断的連携の強化←組織改革の強化  
 少人数制のグループ化導入により、情報の共有化・スピード感ある課題等への対応

###### ② 経営陣としての理事会活動の充実

- ・ 社会福祉法人の役割の議論
- ・ 先進法人等への視察
- ・ 社会福祉法人役員専門研修の参加
- ・ 社会福祉法人経営者懇談会の参加

## (2) 法人としての理念/基本方針等の周知・徹底、規程等の遵守

- ① 理念/基本方針の職員への周知  
採用時および全体研修時等に必ず実施
- ② 関係法令及び法人規程等の遵守  
法人定款等の迅速な改廃処理

## (3) 総合的利用者支援の追求

- ① 利用者の権利擁護の堅持
- ② 成年後見制度のPR
- ③ 虐待防止・セクハラ防止対策の周知・啓発  
障がい者の人権擁護の立場に立てる職員育成。研修会等を通し、言語表出機能を失ったり、認知機能の低下等で意思表示の難しい最重度の障がいを抱える人たちの人権をどのように守るか当法人の権利擁護等に関する内容をテーマに研修会等を設定する。
- ④ 障害者差別解消法施行（H28.4.1）に伴い、職員及び利用者等に周知・啓発（パンフレット配布）
- ⑤ 利用者及び家族への相談体制の充実  
利用者の保護者や相談支援員との連携を密にし、利用者の現状に即した質の高い支援をしていく
- ⑥ 各種行事の拡充
  - ・ 地域行事への積極的参加・夏祭り/クリスマス会等地域へのアピール等
  - ・ 作品展示会等の開催（利用者の制作作品）
- ⑦ 防災訓練等の強化  
共同生活援助事業の夜間避難訓練を引き続き実施すると共に各事業所での防災対策の強化を行う。
- ⑧ 利用者家族との意見交換会及びサービスに対するニーズ調査の実施
  - ・ 意見交換等ができる場の設定（各事業ごと）
  - ・ 現状のサービス状況の検証と法定サービスでは網羅できない点（公益事業の不可）への提言
- ⑨ OT/STとの連携により介助方法の学習や日常的介助の見直し  
移乗・乗降・入浴等、重度の肢体不自由者の支援に対し、医療職等との連携により、介護労働の軽減を図る

- ⑩ 利用者に対し働く喜びを実感してもらうための、施設内通貨制度の試行実施
- ⑪ 生活介護利用者への定期検診の実施
- ⑫ 看護師職員と言語聴覚士職員の複数配置
- ⑬ 管理栄養士による利用者への食への連携支援

#### (4) 就労支援・生活介護・児童デイサービス等の事業の定着・安定化

- ① 利用定員の確保に向けた取り組み（就労支援・生活介護）
- ② 個別支援計画書を基礎とし支援の質の向上及び活動スケジュールの見直しと改善
- ③ 就労継続支援の生産活動品目の開発研究と関係機関との連携
- ④ 生産商品の販売経路開拓、拡大に向けての試動
- ⑤ 児童デイサービスにおける個別支援療育への本格的実施に向けて、専門職員の育成強化

#### (5) 施設・設備の改善

- ① LED化の推進（事業所内電球を計画的にLEDにする）
- ② スプリンクラー設置に向けての検討・実施
- ③ 車輛の計画更新についての検討・実施
- ④ 法人施設の節電等に向けての研究

#### (6) 人事管理の充実

- ① 新たな人材の確保と離職防止や職場定着率の向上を図るためへの対策・充実
  - ・ 欠員募集の求人体制の見直し
 （興味をもってもらう入口だけではなく、実際に働いている職員たちが法人での仕事の魅力をしっかり伝える意識の醸成）
  - ・ 処遇改善手当の配分方法の見直し
 職員が意欲を持って業務に取り組める様、職務等に準じた公平で均衡な手当の配分
  - ・ 介護における身体的負担軽減のため介護ロボット等の研究と対応
  - ・ 小グループ化による風通しの良い職場環境（責任の明確化）づくり
  - ・ 適材適所入事の積極的導入
- ② 給与制度の適正運用

人事考課制度の導入。  
積極的なキャリアアップ制度等の活用による人材確保と定着化

(給与の適正化)

- ③ 法人を支える中堅職員の育成強化  
適時適格な研修等への積極的な参加(中途採用者、若手職員の指導等で実践)
- ④ 職員の主体的研修等への評価と支援
  - ・ 自主研修等の成果等の人事考課への反映
  - ・ 職員の提案制度の導入など、新たな視点での提言等への評価を人事考課へ反映する
- ⑤ 職員への福利厚生の充実と積極的な職場の環境改善。

#### (7) 財産管理

- ① 契約の透明性の確保  
新規事業に係る事業委託契約はもとより、入札による適正価格を追求し、透明性を確保する。
- ② 中・長期財務計画の策定(安定的事業継続や報酬改定などへの対応)
- ③ 経費削減(水道光熱費等の節減、見直し、ランニングコストの最適化への徹底)

#### (8) 事業経営の透明性の推進

- ① 事業経営状況等のホームページ等による公表の充実と適宜更新の徹底
- ② 会計事務所による外部監査を毎月及び決算期に受ける

●各事業の事業内容

平成30年3月17日現在

サービス区分	内容	契約 件数
生活介護事業	主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活などに関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために行われる必要な援助を行う	25名
就労継続支援B型事業	通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う	0名
居宅介護事業 (通院介助) (身体介護)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行う	12名 4名
重度訪問介護事業 ヘルパー派遣	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う	3名
行動援護事業	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を有する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う	5人
短期入所事業	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食	その都 度

	事の介護その他の必要な支援を行う	
共同生活援助事業 (グループホーム)	共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う	13名
児童発達支援事業	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練、その他必要な支援を行う。	11名
放課後等デイサービス事業	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う	48名
相談支援事業(計画相談支援・障がい児相談支援)	障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は、地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。 支給決定等後指定障がい福祉サービス事業者等との連絡調整等の便宜を提供するとともに、支給決定等に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する	13名
日中一時支援事業(地域生活支援事業) 帯広・音更・士幌・幕別	障がい者等の日中における活動を確保し、障がい者等の家族の就労及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする	23名
音更町委託事業 音更町第2子ども発達支援センター(ていくたく)	児童発達支援 放課後等デイサービスに準じる	52名 25名
移動支援事業(地域生活支援事業) 帯広・音更・士幌	移動が困難な障がい者等が充実した日常生活が営むことができるようヘルパーを派遣し、社会参加に必要な外出時の支援を行う	11名